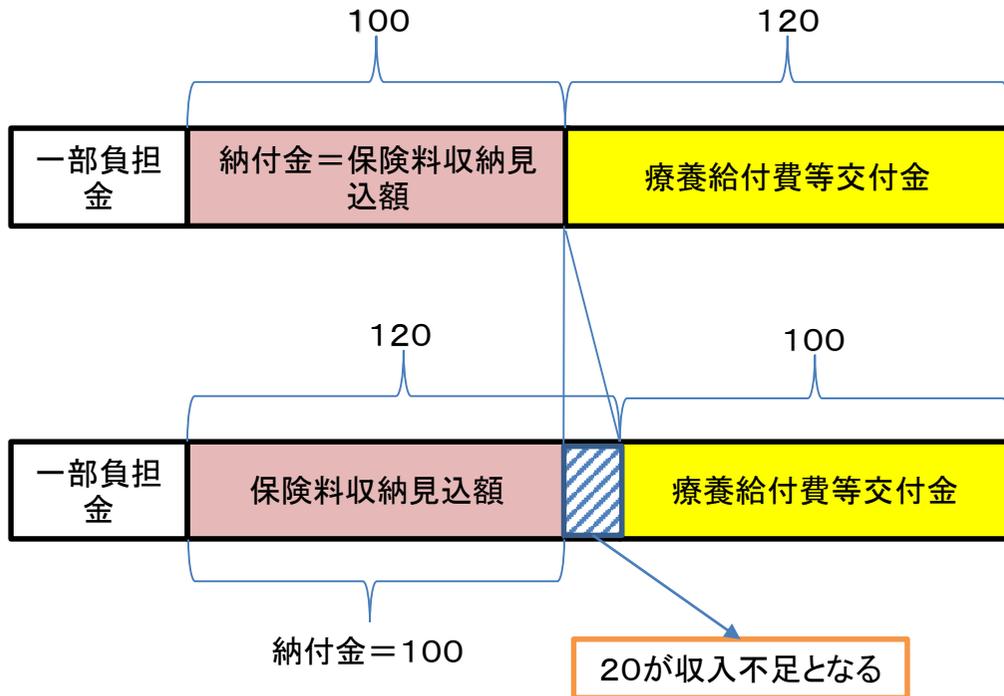


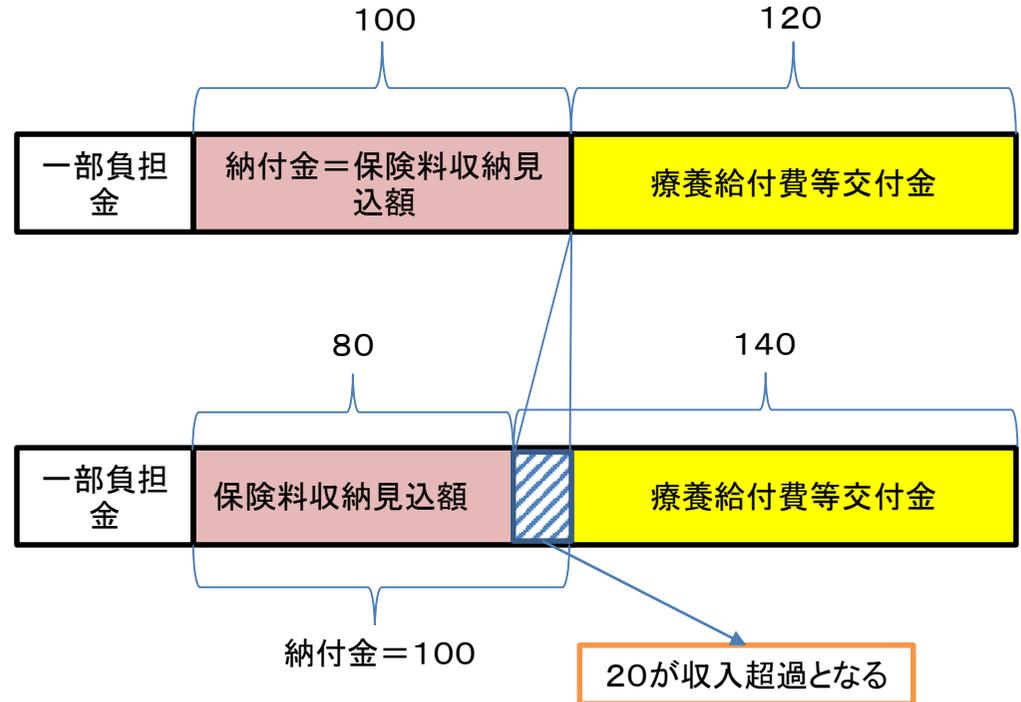
退職被保険者等に係る国保事業費納付金の市町村別精算方法(イメージ)

資料2-2

国保事業費納付金 < 保険料収納見込額の場合等
= 療養給付費等交付金が減少



国保事業費納付金 > 保険料収納見込額の場合等
= 療養給付費等交付金が増加



○ 収入不足額20について

都道府県は

- ・当該年度(30年度)に財政安定化基金を取り崩して補填
- あるいは

- ・一般被保険者に係る納付金の過剰が見込まれる場合は、当該余剰額を流用して補填 等

取崩相当額等は対象市町村からの徴収金により賄う(基金の貸付に該当せず償還にあたらぬ)。

○ 収入超過額20について

- ・都道府県が療養給付費等交付金の増加による収入超過分を翌年度(31年度)に繰越す。

市町村が当年度(30年度)、保険料収納不足により、

- ・財政安定化基金の貸付を受けていた場合には、都道府県が交付金の繰越金を財政安定化基金への償還財源に活用
- あるいは
- ・財政調整基金等を活用していた場合には、都道府県が翌々年度(32年度)の対象市町村の国保事業費納付金額を減額 等